

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

1. 件名 白川浄水場活性炭大注入・移送ポンプ整備修繕
2. 業者名 ラサ商事(株)札幌支店
3. 特定理由

本修繕の対象機器は、着臭した河川水の臭気を除去するための粉末活性炭を移送・注入するポンプである。

対象機器は浄水処理と密接に関連しているため故障が発生すると粉末活性炭の注入ができなくなり、最終的には浄水処理停止となる重要な機器である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換や分解整備を行った後、機器の動作状況などの試験調整を行い、機能の回復を図るものである。

本修繕で使用する交換部品は製作当時の設計図を基に、他の部分の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。

当該機器の設計・製作者は大平洋機工(株)であるが、ラサ商事(株)は対象機器であるポンプに関して、整備の代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、標記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川浄水場消石灰注入機整備修繕
2. 業者名 新栄クリエイト株式会社
3. 特定理由
本修繕の対象機器は、河川原水のpH・アルカリ度調整のために消石灰スラリーを注入する機器である。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、製造元である株式会社磯村から当該機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 定山溪浄水場No.1 配水池緊急遮断弁整備修繕

2. 特定業者名 株栗本鐵工所 北海道支店

3. 特定理由

本修繕の対象となる定山溪浄水場No.1 配水池緊急遮断弁は、(株栗本鐵工所 北海道支店
が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。

本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の
診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など
機器に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令台 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当すると判断されるため。